

令和2年第2回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月23日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深 水 滋 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	玉 井 喜 廣
教 育 長	中 村 正 一	会 計 管 理 者	泉 原 功
総 務 課 長	二本松 正 広	政 策 推 進 課 長	岡 本 隆 司
観 光 未 来 創 造 課 長	竹 内 正	税 務 住 民 課 長	松 宮 登 志 次
環 境 安 全 課 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	佐 野 明 子
保 健 医 療 課 長	山 口 勉	建 設 水 道 課 長	飛 永 浩 志
農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩	パ レ ア 文 化 課 長	藤 本 斉
歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫	教 育 委 員 会 事 務 局 長	三 宅 宗 左

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 7号 若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について

日程第 3 議案第 8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第 9号 若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 10 号 若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 11 号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 12 号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 13 号 若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 14 号 若狭町立保育所条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 15 号 若狭町公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 16 号 小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第 12 議案第 17 号 若狭町まちづくり計画の変更について
- 日程第 13 議案第 18 号 令和 2 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 14 議案第 19 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 20 号 令和 2 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 21 号 令和 2 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 17 議案第 22 号 令和 2 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 23 号 令和 2 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 24 号 令和 2 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 25 号 令和 2 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 26 号 令和 2 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 27 号 令和 2 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 28 号 令和 2 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 24 議案第 29 号 令和 2 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 30 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 31 号 令和 2 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 32 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 28 議案第 33 号 旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について
- 日程第 29 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 30 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ

いて

日程第3 1 議員の派遣について

(午前10時30分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番、今井富雄君、8番、原田進男君を指名します。

～日程第2 議案第7号から日程第28 議案第33号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」から日程第28、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」までの27議案を一括議題とします。

この27議案については、各常任委員会に審査を付託したものであります。

各常任委員会委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

総務産業建設常任委員会の審査報告

去る3月2日、令和2年第2回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案10件であります。

議案審査のため、3月4日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」ですが、本案は、官民一体となって、町の特徴を生かした自立的かつ持続的な社会を創生していくことを目的として、若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金を設置するため、条例を

制定するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、若狭町総合戦略2期目でスタートすることになると思うが、今まで基金条例がなかったのか。

答、ふるさと納税に関しては、個人からの寄附については、基金条例は既にあったが、今回、企業からのふるさと納税の受け皿としての基金条例を制定したいということである。

問、企業版ふるさと納税の民間企業の対象は、町内と町外、どちらに焦点を当てているのか、告知はどうするのか。

答、企業版ふるさと納税においては、納税地が町外の企業が対象となり、町から企業振興補助金を交付している企業に御協力を依頼していくということを考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」ですが、地方自治法第243条の2が新設され、第243条の2の2に条ずれしたため、条例の改正が必要となるものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」ですが、本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、この条例の一部改正はオンライン化にするだけということか。

答、条例の規定による固定資産評価審査委員が書面による審査を行う場合、電子情報処理によって提出することが可能となるというものである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことに伴い、条例の改正が必要となるものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。本案は、町長、副町長及び教育長の給料の額を現行額に減額する前の額に戻すため、条例の改正が必要となるものです。

議案説明の前に、森下町長より、議案提出理由説明がありました。

議案提出理由説明の主な内容として、

私は、3期目のスタートに当たり、これから町の運営については、行政改革は必要不可欠であるということを副町長及び教育長にも理解し、それならば、みずから襟を正すべく、報酬を1割カットして、期間については、一応のめどがつくと予想する3年間にしたいという申し合わせをした。

それを受けて、平成29年6月から、報酬1割カットの条例案を平成29年5月臨時会で提出し、議会の承認を受けたわけである。

平成29年度に行財政改革のプランを作成すべく、専門委員会を発足し、行政改革計画を立案をいただいた。

平成30年度から行財政改革に取り組んだ中で、人件費の抑制、特に新規採用の抑制をした。そして、給食センターあるいは使用料の見直し、内部で実施できる行財政改革は行った。

平成30年度決算では6億円の繰越金が生まれた。これには国から特別交付税で歳入財源の確保に協力はさせていただいた。

今後の行財政改革は、学校再編、保育所の民営化、上下水道料金の見直し等、町民の皆様のお痛みを感じる流れの事業に取り組まなければならないわけである。

令和元年度が終わろうとしているが、特別交付税の財源獲得にいろんな角度から要請し、努力するつもりである。まずは、行財政改革を抱えて、責任者である町長がここまで考えながら行財政改革に取り組んでいるということ、町民の皆様、議会の皆様に理解願ひ、十分御審査をいただきたいと思う。

審査の過程における質疑では、

意見として、町長からの思いを聞き、町長が若狭町のために努力いただいていることは重々承知しているが、現在、若狭町にとって、行財政改革は道半ばで、決して安定した財政になっているわけではない。町民にも各種施設使用料の改正で痛みもあり、今後、上下水道料金増額改正もあり、上下水道の修繕等で莫大な予算が必要になる。また、土地改良区用排水のパイプラインの修繕、ごみの問題で町の負担も相当上がる。また、病院関係のいろいろな負担金もふえてくる。そのようなことを勘案すると、やはり現時点ではタイミングがよくないのではないかと思う。町長が財政改革に一生懸命なのは理解

できるが、十分検討する必要があるのではないかと思うという意見がありまして、ほかに質疑はなく、質疑を終結したところで、委員より修正動議がなされました。

修正動議を取り扱うことについて、採決の結果、委員全員の賛成をもって、動議を許すことを決定しました。

この修正案は、議案第11号の条例の附則で、施行の日について、令和2年4月1日となっているものを令和3年4月1日とするものである。

議案第11号は、平成29年5月10日の臨時会で議決された、町長、副町長及び教育長の給与の減額を今回もとに戻すものであるが、現状は、行財政改革も道半ばであり、住民の理解が得られるとは到底思われず、行財政改革の集中期間の区切りである令和3年4月1日からの施行が妥当と考えるため、修正案を提出するという説明。

この説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、別紙のとおり修正案可決すべきものと決しました。

次に、修正部分を除く原案について、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、修正部分を除く原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」ですが、本案は、民法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となるものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」ですが、本案は、小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約に定める委託期限の変更をするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、この事務委託に関する規約の変更は、3年ごとに期日だけを延長しているのか。

答、期日は平成17年からで、期間については3年や5年と状況により期間は違ってくる。前回5年であったが、今回、3年としたのは、小浜市にある、し尿処理施設について老朽化が進んでおり、そのようなことを考慮した。3年後からは、美浜・三方環境

衛生組合の美浜町の施設容量に余裕ができると予想されるので、上中地域のし尿処理も受け入れてもらいたいと思っている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」ですが、本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、引き続き公共施設整備等を実施するに当たり、合併特例債を活用するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、この計画のものは、新町建設計画でまちづくり計画などをしていたと思うが、新しい計画は立てなくてもいいのか。

答、新町建設計画は、合併をしたときの必須条件になっており、この計画自体は、合併後の若狭町まちづくり計画に引き継がれている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」ですが、本案は、令和2年4月からの5年間、旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者として一般社団法人熊川プロジェクトを指定するためのものです。

説明を受けた後、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

教育厚生常任委員会委員長、藤本武士君。

○教育厚生常任委員会委員長（藤本武士君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月2日、令和2年第2回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」の2議案であります。

議案審査のため、3月5日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、条例（平成26年若狭町条例第14号）の一部改正が必要となるものです。

審査の過程において、質疑及び討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、令和2年3月31日に岬保育所を廃止にするため、条例の改正が必要となるものです。

それでは、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

問、保育所を閉所することについては問題ないが、閉所後の利活用については考えているのか。

答、今後の利活用については、現在、地元の方と協議を進めているところである。今回の廃止に伴い、児童の送迎が今後の課題となってくるため、送迎の中継点としての活用を計画している。

問、地元が公民館として利用するなど聞いたが、将来的に地元へ譲渡するということとは検討しているのか。

答、今後、地元住民と十分に協議を進めながら検討していきたいと考えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、渡辺英朗君。

○予算決算常任委員会委員長（渡辺英朗君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月2日、令和2年第2回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」から議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの15議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、3月10日及び3月11日の2日間、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を107億6,847万4,000円と定めるもので、前年度と比較すると13億1,01

3万4,000円の増加、率にして13.85%の増加となっています。

歳入の主なものは、町税17億3,139万2,000円で、前年度と比較し0.68%の増加、地方交付税は38億8,500万円で2.1%の増加、国庫支出金は10億2,454万8,000円で82.1%の増加、県支出金は10億5,847万8,000円で6.21%の減少、町債は8億1,760万円で30.84%の増加などがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

議会費は9,249万2,000円で、前年度と比較し4.34%の増加。

総務費は23億4,763万3,000円で52.46%の増加。主な事業は、ふるさと納税推進事業やケーブルテレビネットワーク更新事業などがあります。

民生費は23億1,155万9,000円で0.96%の増加。主な事業は、訓練等給付費事業や民間保育所運営事業などがあります。

衛生費は11億5,763万3,000円で6.87%の増加。主な事業は、公立小浜病院組合負担金事業や清掃総務費などがあります。

農林水産業費は9億8,304万1,000円で8.51%の減少。主な事業は、くだもの野菜産地活性化事業や水産物供給基盤機能保全事業などがあります。

商工費は5億3,782万5,000円で183.68%の増加。主な事業は、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業や観光振興基金積立金事業などがあります。

土木費は7億3,342万2,000円で1.5%の減少。主な事業は、道路改築事業や河川維持管理事業などがあります。

消防費は4億649万5,000円で4.49%の減少。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などがあります。

教育費は8億9,751万7,000円で20.74%の増加。主な事業は、小・中学校教育振興事業や海洋センター管理費などがあります。

公債費は12億7,541万8,000円で1.72%の増加。

以上が令和2年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、主要施策事業一覧表のSDGsのロゴマークはどのような意図で記載されているのか。また、住民に対してSDGsの取り組みをどのように周知していくのか。

答、町としても積極的に取り組む指標として、各事業に関連するロゴマークを記載した。現在、庁舎内で研修会を開催しており、今後は事業とSDGsをリンクさせ、町の

取り組みとして説明をしていきたい。

問、令和2年度の財政調整基金残高が約6億円となっているが、10億円近くまで戻せるのか。

答、現在、県に対して特別交付税を要請しており、令和元年度の繰越額がどれだけ発生するかにもよるが、平成30年度と同額程度の繰り越しができれば、実現に近づくと考えている。

次に、政策推進課関連では、

問、次世代定住促進事業の結婚支援事業で、美浜町と共同で実施する婚活ツアーはどのような内容か。

答、レインボーラインの恋人の聖地を舞台とした婚活ツアーを考えており、県外女性と県内男性の出会いの場をつくり、株式会社アルファブランカのウェディングドレスの魅力なども交えながら展開していきたい。また、4月に開設される福井県京都事務所との連携や結婚に関するセミナー等も予定している。

次に、観光未来創造課関連では、

問、北陸新幹線開業に向けた受入環境支援事業で、サイクリングコースの道しるべとなる路面標示などに100万円を計上しているが、看板には英語や中国語などの外国語も表記するのか。

答、看板の内容については、若狭町と美浜町、福井県敦賀土木事務所との三者で構成する会議の中で決定していくので、反映できるように働きかけていきたい。

問、新しい観光地について検討しているようだが、三十三間山にもよい登山道があり、山頂からはすばらしい景色を眺望することができる。三十三間山を整備し、登山者をふやす取り組みはしないのか。

答、三十三間山についても若狭トレイルの一部として位置づけている。三十三間山の頂上からは、三方五湖や若狭湾、琵琶湖が望め、大変すばらしい眺望があるので、今後は登山客をふやす方向で計画していきたい。

問、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業は大きな事業であり、令和4年度まで整備が計画されているが、総額で幾らを見込んでいるのか。

答、令和4年度までの3カ年事業として考えており、概算で約5億9,000万円を予定している。全体の事業については、令和2年度中に基本的な考え方を整理し、できる限り事業内容を精査して、必要な整備をしていきたい。

次に、歴史文化課関連では、

問、熊川保存整備事業で、現在までの修理実績は115件ということだが、修理が必

要な建物はあと何件残っているのか。

答、熊川宿で総建物数は約500棟あり、特に残すべき戦前に建てられた建物は、214棟残っており、およそ半分の修理を終えたことになる。

次に、環境安全課関連では、

問、防災諸費の中にある防災ヘリコプター負担金150万4,000円について、福井県内の各市町も負担金を支出しているのか。

答、防災ヘリは、福井県が所有しているヘリコプターで、各市町が負担金を支出している。

問、一般廃棄物処理事業の事業内容に、ごみ袋の作製とあるが、作製費用は幾らか。

答、750万円を計上している。

問、清掃総務費が前年度と比較し、7,046万6,000円の増額となった理由は、

答、令和2年度は包括管理の切りかえ期となっており、精査をして委託料を算出したが、施設の老朽化が進み、修繕箇所が多々出てきたことから、経費が上がったことが大きな要因と考えられる。

次に、税務住民課関連では、

問、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード事務委託交付金について、若狭町のマイナンバーカードの交付率はどれぐらいか。

答、県内で統計をとっている1月末日現在で、若狭町の申請率は12.18%、交付率は9.23%。県内では順位が高いほうではないが、増加率では努力している。

問、新型コロナウイルスの影響で税収が減少するかもしれないが、そのようなことは勘案しているのか。

答、当初予算は見込みとして組んでおり、令和2年度の調定は先になるので、調定後に正確な数字で補正したいと考えている。

次に、農林水産課関連では、

問、水田農業機械施設等整備事業はどのような補助金制度か。

答、水田農業機械施設等整備事業については、県費3分の1の補助事業となっている。主に水稻への機械補助については、法人設立の初年度や6次化などの果樹や園芸に取り組む場合に、町が10分の1を上乗せして補助している。

次に、建設水道課関連では、

問、遊子・小川間の地籍調査事業の実施区域図には多くの筆数が記載されているが、進捗状況はどの程度か。

答、筆数は小川で36筆、遊子で58筆ある。進捗状況は、10工程のうち7工程ま

で進んでおり、地元地係の方の理解が得られれば、登記手続に入る。

次に、福祉課関連では、

問、訓練等給付費事業の事業内容に就労継続支援A型と就労継続支援B型があるが、どのようにA型かB型を判定するのか。

答、利用者の状況によって、A型かB型に決まる。A型からB型に変更となる不安定な部分もあるが、事業所の相談員が状況に応じて判断している。

問、外出支援サービスは、法律根拠や補助金交付があるので、若狭町社会福祉協議会に委託をしているのか。

答、福祉有償運送ということで、福祉車両を活用して料金を徴収しているため、運輸局の許可を取り、若狭町社会福祉協議会に委託をしている。必ず3年に1度、見直しを行うので、この事業に参入する事業所があれば、受けてもらいたいと考えているが、金銭的に民間事業所で受けてもらうことは難しい状況である。

次に、パレア文化課関連では、

問、パレア若狭で令和2年度に計画している事業について、新型コロナウイルスの影響をどのように考えているのか。

答、令和2年度最初の自主事業は6月に予定しているが、貸館については、予約者から開催規模の縮小や中止の連絡が入っている。

問、パレア若狭には高額なピアノが設置されているが、管理はどのようにしているのか。

答、使用しないときには、ピアノ庫に入れ、温度や湿度を保ちながら管理している。また、年に1度、ピアノのメンテナンスを委託している。

次に、教育委員会関連では、

問、令和2年度から全ての小・中学校の給食がセンター方式になるが、給食センターの職員数は足りているのか。

答、給食センター業務は株式会社メフォスに委託しているが、職員を2名増員し、現在3台ある配送車をリースで2台ふやし、5台にして対応すると聞いている。

問、国は、学校のICT環境を整備し、プログラミング教育を進めているが、指導者の確保はどのように考えているのか。

答、各学校のプログラミングが得意な教員に指導していただくことになっている。

問、歴史上の人的文化遺産顕彰事業について、令和2年度も増額となっているが、具体的にどの項目が上がっているのか。

答、アメリカとオーストラリアから国防武官2名の招請を予定していることと、消費

税率が上がったことが増額の要因である。

問、小・中学校の学校管理費や教育振興費が上がっているが、子供たちを支援していくために増額傾向にあるのか。

答、小・中学校の教員の負担軽減のため、部活動支援員や校務支援員、学習支援員に充当している。また、小学校の英語科目の教科化に対応するため増額している。

次に、保健医療課関連では、

問、衛生費を前年度と比較すると、削減されたものがあるのか。

答、小浜病院が機器を購入した際、企業債の分について、負担率は小浜病院が50%、美浜町を除く3市町が50%となっていた。精神病棟の交付税が増額となったので、3市町の負担率は40%となった。

問、高齢者予防接種事業の事業内容に、対象者が肺炎球菌は582人、インフルエンザが5,337人となっているが、これは予測した人数か。

答、接種率を予測して、人数と予算を計上している。

質疑の後、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」の討論に入り、「憲法に反する部分があり、反対する」との反対討論があり、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

まず、議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を18億7,020万2,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税2億9,986万1,000円、県支出金14億1,443万9,000円、繰入金1億5,250万6,000円。

歳出では、保健給付費13億6,936万6,000円、国民健康保険事業費納付金4億2,755万8,000円、保健事業費5,583万8,000円などであります。

次に、議案第20号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億9,239万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億5,123万4,000円、繰入金4,065万1,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,033万7,000円などあります。

次に、議案第21号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を8,773万1,000円と定めるもので、三方診療所分として8,552万7,000円、巡回診療所分として220万4,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入7,492万円、繰入金710万円。

歳出では、総務費5,110万7,000円、医業費3,421万6,000円など
であります。

次に、議案第22号「令和2年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の
総額を19億9,182万7,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料3
億6,446万4,000円、国庫支出金4億8,951万円、支払基金交付金5億4
26万8,000円。

歳出では、保険給付費18億920万9,000円、地域支援事業費1億1,352
万7,000円などあります。

次に、議案第23号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、歳入歳出予
算の総額を2億6,144万6,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料
及び手数料1億3,792万円、町債9,670万円。

歳出では、簡易水道事業費2億2,885万9,000円などあります。

次に、議案第24号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、
歳入歳出予算の総額を161万6,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課
金136万1,000円、諸収入25万3,000円。

歳出では、総務費78万円、災害補償費83万円などあります。

次に、議案第25号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳
入歳出予算の総額を4億1,987万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは、
使用料及び手数料1億2,648万6,000円、繰入金2億7,353万3,000
円、町債1,100万円。

歳出では、集落排水処理事業費1億8,075万6,000円、公債費2億3,89
1万5,000円などあります。

次に、議案第26号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳
入歳出予算の総額を7,046万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使
用料及び手数料2,421万9,000円、繰入金3,638万9,000円。

歳出では、集落排水事業費6,234万7,000円、公債費806万7,000円
などあります。

次に、議案第27号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出
予算の総額を5億9,187万8,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用
料及び手数料1億2,691万6,000円、国庫支出金1,897万2,000円、
繰入金4億2,966万9,000円。

歳出では、公共下水道事業費2億2,230万3,000円、公債費3億6,937

万5,000円などがあります。

次に、議案第28号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を3,411万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料2,850万5,000円、一般会計繰入金557万8,000円。

歳出では、住宅管理費2,152万3,000円、公債費1,239万6,000円などがあります。

次に、議案第29号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を5,045万2,000円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入766万3,000円、繰入金4,269万8,000円。

歳出では、土地開発事業費833万9,000円、公債費3,841万2,000円などがあります。

次に、議案第30号「令和2年度若狭町水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を水道事業収益1億5,870万円、水道事業費用1億6,604万5,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益1億3,343万7,000円、営業外収益2,526万3,000円。費用では、営業費用1億4,915万円、営業外費用1,589万5,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入5,379万円、資本的支出1億2,207万3,000円と定めるもので、不足額6,828万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,398万3,000円及び建設改良積立金807万9,000円などで補てんし、収入の主なものは、工事負担金99万円、企業債5,280万円。支出では、建設改良費6,942万6,000円、企業債償還金5,264万7,000円などがあります。

次に、議案第31号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を工業用水道事業収益2,575万1,000円、工業用水道事業費用3,828万5,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益999万4,000円、営業外収益1,575万7,000円。費用では、営業費用3,735万1,000円、営業外費用88万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出295万9,000円と定めるもので、不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、建設改良費295万9,000円です。

次に、議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億8,794万1,000円、診療所

事業費用5億1,243万2,000円と定めるもので、収益の主なものは、医業収益3億3,876万4,000円、医業外収益1億4,917万7,000円。費用では、医業費用5億699万2,000円、医業外費用494万円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出1,900万円と定めるもので、不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、企業債償還金1,900万円です。

次に、議案第19号から議案第32号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、

問、国民健康保険の被保険者は減少傾向にあるのに医療給付費が増加するのはなぜか。

答、国民健康保険の年齢は0歳から74歳までとなっており、加入者の年齢を区切ると、必ずしも60歳以上の高齢者の減少は顕著ではない。生活習慣病を治療するために診療を受けられる方がおられるので、医療費は比例して減る傾向にはない。

次に、後期高齢者医療特別会計では、

問、国民健康保険で2割負担であった被保険者が後期高齢者医療保険では3割負担となることがあるのか。

答、世帯収入や前年所得が145万円以上という基準は、国民健康保険と後期高齢者医療保険ともに同じであるが、1割負担か3割負担については、所得区分に応じて区分けされる。

次に、直営診療所特別会計では、

問、前年度は464万4,000円を他会計から繰り入れしているが、なぜか。

答、電子カルテシステムの導入にかかった費用で、国民健康保険事業会計から繰り入れている。

次に、介護保険特別会計では、

問、一般会計繰出金が名目計上されているのはなぜか。

答、科目構成については、定められたものとなっている。近年は、一般会計の繰入金を決算までに精算しているため、繰り出しはしていない。

次に、漁業集落排水処理事業特別会計では、

問、集落排水施設使用料で424万5,000円の増額をしている理由は。

答、漁業集落排水は施設の修繕費を集落で負担しており、令和2年度は施設修繕がふえるため、使用料を増額している。

次に、町営住宅等特別会計では、

問、町営住宅の入居状況はどうか。また、条件の年齢制限は適応されているか。

答、現在は100%の入居率である。UターンやIターンの定住希望者を優先しているが、今後も原則に基づいて入居判定をしていく。

問、住宅使用料の集合住宅使用料過年度分は、どのように取り扱うのか。

答、集合住宅を譲渡するに当たり、使用料未納分について協議をした結果、未納分については、町で徴収することになった。町が徴収業務を遂行し、令和2年2月時点で滞納者4名のうち3名から徴収できたが、1名分については過年度分がある。

次に、土地開発事業特別会計では、

問、上瀬と天徳寺の分譲宅地の未売却区画は何区画か。

答、上瀬の分譲宅地は32区画あり、15区画が売却済みで17区画が残っている。天徳寺の分譲宅地は26区画あり、20区画が売却済みで6区画が残っている。

問、不動産売却収入で762万4,000円を計上しているが、これは確定したものか。

答、上瀬分譲宅地で1区画、天徳寺分譲宅地で1区画を設定している。売却ができれば、1区画が約700万円から約800万円であるが、売買契約を結んだときに、売却額の10%を納入し、半年間で売却額の40%を納入することになっている。

次に、水道事業会計では、

問、地方債残高の見込みに関する調書で、前々年度末現在高が8億4,872万5,000円、前年度末現在高見込額が9億353万1,000円となっている。さまざまな修繕を実施しているので、地方債が減らないのか。

答、現在ある企業債残高は減っていくが、新たに事業を実施するとふえていく。事業費がかさばるので、今後、料金改定もお願いしなければならない。

次に、工業用水道事業会計では、

問、配水施設改良費で295万9,000円を計上しているが、民間業者に委託するのではなく、担当課として考えていくことはできないのか。

答、工業用水道事業は約27年が経過しているため、計画的に需要に見合った施設にし、機器更新などを財源と照らし合わせ、今後の経営戦略や長寿命化計画を民間業者に委託する。

次に、上中診療所事業会計では、

問、12月以降に入院病棟をなくすということだが、2階部分はどうなるのか。

答、原子力防災施設となっているが、病床をなくしたとしても影響はなく、補助金の返還もない。

問、院内薬局は今後も続けていくのか。

答、入院病棟がなくなったとしても、外来処方分を院外薬局に全て任せられるかどうかを確認した上で判断したい。

議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの14議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、今井富雄君。

○7番（今井富雄君）

議長のお許しを得ましたので、発言をさせていただきます。

総務産業建設常任委員会への議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する審議の詳細についてであります。私は、別の常任委員でございますので、この場をおかりしまして、審議経過をお尋ねいたします。

・岡委員長の報告によりますと、本案の審議過程では、質疑なく、質疑を終了したところで、委員より、修正動議が出され、修正案について、委員会に諮った旨の経過報告がありました。

議事録を確認しても、確かに委員長報告のとおり、意見はあったものの、質疑は1件も記録されていませんでした。このことは、議事録の8ページから9ページで確認できます。

私から、今からお伺いするのは、本案に対して賛成、反対に関する話ではございません。常任委員会での審査がどのようになされたのか、そして、どのようにして結論を導かれたのかについてであります。

私、思うには、原案審査に対して誰からも質疑がないということは、原案に何の異議がなく、認めることに同意したことに等しいと思います。

ところが、当時の委員会では、議案について、委員長が委員に諮られたところ、原案に対しては質疑ありませんということで、では、質疑を打ち切ります。ところが、その

後、その原案の一部に対して、このように修正してはどうでしょうかという修正動議が出されております。それに対して、はい、賛成です。そのようにしましょう。ちょっと文言違いますけども、結果的にはそういう形になっております。

その場を知らない私にとっては、ストーリーがどうしてもつながりません。失礼な憶測で申しわけありませんけども、修正ありきの形式的な審査であったように見えています。

修正案というのは、一般的には、審査での賛否両論がおさまらない、また、審議の過程で新たな折衷案を思いついたときなどに出されるものと考えます。少なくとも修正を考えなければならない事実がどこに存在する、どこかに存在するはずです。そして、どこかで話題になってくるはずと考えます。

今回の議案第11号の修正動議は、常任委員会開会后、審査過程のどのタイミングで、また、どのような背景で修正案が生まれてきたのでしょうか。少なくともその場に出席していない教育厚生常任委員会の方は、私の問いかけで、審査過程に疑念を持たれた方もおられるのではないかと思います。このことにつきまして、委員長の説明をお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

ただいまの質問についてお答えします。

令和2年3月4日の総務産業建設常任委員会において、議案第11号の「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の審査の流れは、先ほどの報告内容のとおり、議案説明前に、森下町長より、議案提出理由の説明がありました。そして、その後、総務課長による議案の説明があり、それが終わって、質疑の中で、委員より、意見として、町長が若狭町のために努力してもらっているのは理解しているが、行財政改革はまだ道半ばであるため、現時点ではタイミングがよくないという意見が出されました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結したところで、委員より修正動議がなされ、この動議を取り扱うことについて、賛否をとった結果、委員全員の賛成をもって、動議を許すことになりました。

そして、若狭町議会会議規則第17条第2項の規定により、11号議案に対する修正案が提出されました。

修正案の内容としては、今回の11号の議案は、平成29年5月10日の臨時議会で、

町長、副町長、教育長の給与減額が議決されたものを、令和2年4月1日にもとに戻すものであるが、行政改革も道半ばであるため、行財政改革の集中期間の区切りである令和3年4月1日からの施行が妥当との委員からの修正の説明がございました。

そして、修正案に対する質疑及び討論がなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、修正が可決されたのであります。

これが流れの全てでございます。

○議長（島津秀樹君）

ほかに質疑はございませんか。

7番、今井富雄君。

○7番（今井富雄君）

ただいま報告、ありがとうございました。内容からしますと、ただ一つ意見が出ておりましたけども、この意見をもとに審査をされたというように私は受け取りました。ただ、その意見の発言者にその真意は確かめておりませんが、議事録の意見内容からしますと、どうしても委員会に対して本案の精査を促す意見ではなく、理事者に対して、若狭町の現状とか、あるいは近い将来を見据えて再考を勧める内容であったものと解釈、そういう解釈がふさわしいのではないかと思います。

仮に委員長言われたように、理事者に対してでなく、委員会に対する精査の提言であるというふうに判断されたのであれば、その場を質疑なしとするのではなく、意見提言に対する一応その審議に移って、修正案を導く過程の記録が存在してしかるべきと思います。

私は、委員長報告の中で、議案第11号の審査で出された修正動議の必要性の煙がどこからも浮上していないことがなぜなのか。また、火種がないのに、どうして修正のプロセスが浮上してきたのか、これがいま一つ理解できないということを申し上げまして、規定により私の質疑を終わります。

○議長（島津秀樹君）

総務産業建設常任委員会委員長、辻岡正和君。

○総務産業建設常任委員会委員長（辻岡正和君）

総務産業建設常任委員会は、慎重に審査をいたしました。そして、この今まで申したような内容で全ての確にされたと委員長として考えます。

以上です。

○議長（島津秀樹君）

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第7号「若狭町まち・ひと・しごと地方創生基金条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第8号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第9号「若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第9号「若狭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号「若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第10号「若狭町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号については、委員会の修正案が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とします。

議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

町長提出の原案に賛成の討論を行います。

平成29年4月、森下町長が3選されました。難しい課題である「行財政改革を遂行するためという理由で、みずからの提案で、三役の給与を同年6月から1割カットされました。これが現行の条例であります。

私は、現行の条例案の採決に当たり賛成してしまいました。「1割カットなしには、思いどおりに仕事ができない」と町長がおっしゃったので、「仕事ができない」とおっしゃるなら、それはよろしくない、仕事ができるように条件整備をする必要があると思ったからであります。私は、この考え方は間違っていた、1割カットに反対すべきであったと今では反省をしています。

「町長の給与を条例で決める」ということは、町民と町長が労働契約を結ぶということです。「これだけの給与を払います」「それに相当する労働力を提供します」、こういう契約ですね。したがって、町長がみずから給与カットを申し出るということというのは、私は提供する労働力を減らしますと宣言するに等しいものです。

過失や不祥事を起こした町長が償いのために給与をカットする、これは理解できます。しかし、「私はこれだけしか労働力を提供しません」とあらかじめ町長が給与カットを申し出る、これには合理性がありません。町民に我慢を求めるのが行財政改革だ、そのために町長が先頭に立って我慢する、それが町長の給与カットの理由であるならば、そのような行財政改革はしないほうがよろしい。「我慢比べ」「我慢の連鎖」では社会は発展しません。

行財政改革によって、よしんば町民に負担が強られるならば、なぜ負担をお願いしなければならないのか。最大限の努力を払って、町長は町民に説明し、町民の理解・納得を得なければならないでしょう。それをしようとするならば、給与以上の労働力を提供する必要があることと思います。

この給与1割カットをやめ、給与を本来の額に戻すという議案が遅きに失したとは言え、今回、提出されました。それが本議案第11号であります。私は、この議案に賛成するものです。

この議案第11号に対する修正案は、給与カットをさらに1年間継続するというものです。正当な理由のない給与カットをこれ以上継続する必要はありません。

以上です。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

私は、ただいま採決されようとしている議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する反対討論を行います。

本件は、3年前に町長が若狭町の将来を憂い、給食センター及び上中中学校の不祥事もありましたけれども、大変な勇断をもって、財政改革に着手することを決意し、住民には痛みを伴わさず、今、この改革に着手しなければ、未来の若狭町はないとの英断のもと、そのためには、まず自分たちの給料を10%、3年間下げ、住民の先頭に立って、財政改革に邁進されてきたことには大変敬意を表するものであります。

しかしながら、その改革はまだ道半ばであり、最近の状況を鑑みれば、小学校の統合問題、水道料金の大幅値上げ問題、上中診療所の病床全廃問題等が住民の大きな不満になりつつあり、さらに輪をかけたように新型コロナウイルス問題が勃発いたしました。

この新型コロナ問題は、観光客の大幅な減少をもたらし、客商売の旅館や飲食店をはじめ、本町の全ての産業が大変な危機にさらされている状況に追い込まれ、全住民が大変不安を抱いているのが現状であります。このようなときに特別職の給料を10%上げるなどの発想は私には理解できません。我が町の行政は、住民に寄り添うことをモットーにしていたはずなのに、住民との乖離が増幅されているように思えてなりません。1年先延ばしとの話も出ていましたけれども、1年後、さらに状況が悪くなることも考えねばなりません。

間もなく町三役は、小学校の統合、あるいは水道料金の話、あるいは上中診療所の問題等々で住民との対話に向かわれるようではございますけれども、この議案が可決されれば、問題の対話以前にこのことが話題になり、対話は成立しないのではないかと心配をいたします。何年か前に国民健康保険税の値上げ議案を取り下げる勇気がおありだったのに、なぜ今回はと思わざるを得ません。

私は、全員協議会の際にそれとなくお話ししましたので、賢明な町長のことですから、議案取り下げに踏み切られることをひそかに期待しておりましたけれども、それもかなわず、本議案に反対の意思を示させていただきます。

議員の皆様も町民の代表として、町民の意向を十分考慮の上、本採決に臨んでいただきたいと思っております。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

ないようですので、ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決いたします。

まず、修正案についての採決をいたします。

本修正案に対する委員長の報告は可決です。

本修正案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、本修正案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま修正可決した部分を除く原案の採決を行います。

修正可決した部分を除く原案に対する委員長の報告は可決です。

修正可決した部分を除く原案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、修正可決した部分を除く原案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第12号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第13号「若狭町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第14号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第15号「若狭町公営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第16号「小浜市と若狭町との廃棄物（し尿）の処理に関する事務の事務委託に関する規約の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第17号「若狭町まちづくり計画の変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第18号「令和2年度若狭町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第19号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第20号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第21号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和2年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号「令和2年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第22号「令和2年度若狭町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第23号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第24号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第25号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第26号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第27号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第28号「令和2年度若狭町営住宅地等特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第29号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和2年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号「令和2年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定

することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第30号「令和2年度若狭町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第31号「令和2年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第32号「令和2年度若狭町国民健康保険上中診療

所事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第33号「旧逸見勘兵衛家住宅の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第29 諮問第1号・日程第30 諮問第2号～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第29、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第30、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方が活動をされております。このうち山田政孝氏と橋本須美子氏の2名の方が令和2年6月30日をもって任期が満了となります。

そこで、諮問第1号におきましては、引き続き山田政孝氏を、また、諮問第2号におきましては、高橋香苗氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

諮問第1号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第31 議員の派遣について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第31、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のと

おり派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日の開会以来、本日まで22日間にわたり、提案されました令和元年度補正予算並びに条例の制定、一部改正をはじめ、規約の変更、計画の変更、令和2年度一般会計予算をはじめとする特別会計及び企業会計予算、指定管理者の指定など、重要議案につきまして、終始熱心に、また、慎重に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

間もなく新年度を迎え、第2期まちづくり計画の新たなスタートとなりますけれども、県内においても新型コロナウイルスの感染が18日に確認されました。まだまだ終息の兆しがなく、経済に与える影響は甚大となっております。町内においても、学校の休校や各種イベントや大会の中止など、自粛ムードの中、全く先が見えない状態と言えます。危機管理意識を十分に持ち、町のさらなる発展のために、これまでも増してしっかりと行政運営に当たることが重要であります。

また、本定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、住民への丁寧な説明によって適切に情報を届け、効果的な執行を心がけていただくことを願うものであります。

最後に、本定例会に賜りました議員、そして、理事者各位の御協力に対しまして、心より厚くお礼申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日の開会以来、本日まで22日間にわたり、令和元年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算、そして、各種条例関連、また、令和2年度における若狭町各会計の予算、さらには、指定管理者の指定など、数多くの重要案件につきまして御審議をいただきました。

その間、議員の皆様には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議していただき、まことにありがとうございました。

特に総務建設産業常任委員長より報告がございました、議案第11号「特別職の報酬

の見直しについて」であります。本当に議員各位には十分御審議をいただきました。また、この審議の内容につきましては、町民にも行き届いているという思いを私は持っております。

なお、それぞれ今回、提案されました、また、可決されました、令和3年4月1日からの執行につきましては、私は重く受けとめております。今後は、さらなる行政財政改革に取り組んでまいります。

議員の皆様には、さらなる御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今も議長からもお話がございました、世界的に感染が拡大いたしております新型コロナウイルス感染症についてですが、県内におきましては、18日に初の感染者が確認されましたが、福井市内の企業の社長であること、また、東京出張による感染であることなど、感染経路が確認されているところであります。

WHOにおきましても、感染症の世界的流行宣言がなされ、また、日本国内におきましても、感染者及び死者について、終息のめどが立っていないのが現状であります。

国では、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、政府による緊急事態宣言を可能にする特別措置法の改正案が成立いたしました。

これにより、総理大臣が緊急事態を宣言することで、自治体を通じて外出の自粛やイベント会場の利用制限などの要請が可能となってまいりますので、今後の状況次第ではありますが、国や県の要請がありましたら、町としましても、関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止に向けて万全の対策を講じていきたいと考えております。

また、町内の観光・商工への影響も出始めております。町では、中小企業新型コロナウイルス経営相談窓口を開設いたしまして、関係機関との調整を図る体制を整えております。

そんな中、今月中旬より、町内の高校、中学校、小学校などの卒業式に出席させていただきました。それぞれの学び舎を旅立っていかれる児童生徒の皆様、そして、在校生の皆様のはつらつとした姿を拝見し、私自身も元気をいただくことができました。若狭町の宝であります、誠実で素直な子供たちのさらなる飛躍に向け、応援させていただきたい、このように思っております。若狭町への誇りを持った人間に巣立っていくよう期待もいたしております。

また、御承知のように、今月30日には、レインボーライン山頂公園におきまして、レインボーラインリニューアル記念セレモニーを行わせていただきます。

三方五湖につきましては、御承知のとおり、日本農業遺産、恋人の聖地、また、クー

ルジャパンアワード2019などに認定されており、町が世界に誇れる資源として活用し、着実に成果を上げていきたいと考えております。

さらに、4月からは、いよいよ新しい年度が始まります。今までに若狭町内各所で取り組んでまいりました、さまざまな新しい動きにさらに磨きをかけ、また、3年後に控えた北陸新幹線敦賀開業に向けて、交流人口の拡大、そして、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」にチャレンジしていきたいと考えております。

最後に、施政方針で申し上げましたが、町民の笑顔は、元気に輝く活力ある若狭町を意味しております。笑顔が絶えず、そして、満ちあふれる若狭町を町民の皆様と一緒に、連携、交流、つなぐ、そして、結ぶをテーマにつくり上げていきたいと考えております。

今後とも、町民の皆様や議員の皆様方の御理解と御支援を賜りながら、行政全般につきまして進めてまいりたいと思います。

結びになりますが、今後の若狭町のさらなる発展と皆様方の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。今後ともよろしくお願ひします。

終わります。

(午後 1時20分 閉会)